

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「就業規則という。」）第33条の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）の職員（国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程及び国立大学法人愛媛大学第2号年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

### (給与の区分)

第3条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給、俸給の調整額及び教職調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、文部科学省実務研修生手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、職務付加手当、特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当、荣誉教授手当、専門薬剤師手当・認定薬剤師手当、テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当、クロスアポイントメント手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、研究代表者等特別手当、初任給調整手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、附属学校教員特別手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当とする。
- (3) 賞与は、期末手当、勤勉手当及びインセンティブ手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の特に付加された業務に応じて報奨金を支給することがある。

## 第2章 給与の支給

### (給与の支給日)

第4条 給与の計算期間は、一月の初日から末日までとし、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、文部科学省実務研修生手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、職務付加手当、特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当、荣誉教授手当、専門薬剤師手当・認定薬剤師手当、テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、初任給調整手当、附属学校教員特別手当及び産業教育手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、入試業務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が就業規則第55条に規定する休日（月曜日に限る。）に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 クロスアポイントメント手当及び研究代表者等特別手当は一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、3月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の翌日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の翌々日に支給する。

3 期末手当、勤勉手当は、6月30日及び12月10日に、インセンティブ手当は6月30日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

### (給与の支払)

第5条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払う。ただし、職員から申し出があった場合において、給与の全部を職員が指定する銀行その他金融機関の本人名義の口座に振り込む方法により支払う。なお、次の各号に掲げるものは、給与からこれを控除する。

- (1) 法令により定められたもの
- (2) 給与から控除することについて書面で協定されたもの

2 給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

### (日割計算)

第6条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合は、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡した場合は、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の場合における俸給の計算は、給与の計算期間の総日数から就業規則第55条に規定するその期間の休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって行う。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、文部科学省実務研修生手当、地域手当、広域異動手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、初任給調整手当及び附属学校教員特別手当の支給について準用する。

### 第3章 基本給

#### (俸給表)

第7条 職員の俸給は、所定の労働時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職員Ⅰ俸給表(別表第1-1)

(2) 一般職員Ⅱ俸給表(別表第1-2)

(3) 教育職員Ⅰ俸給表(別表第1-3)

(4) 教育職員Ⅱ俸給表(別表第1-4)

(5) 教育職員Ⅲ俸給表(別表第1-5)

(6) 医療職員俸給表(別表第1-6)

(7) 看護職員俸給表(別表第1-7)

3 前項の俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

#### (初任給)

第8条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

#### (昇格)

第9条 就業規則第10条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることがある。

#### (降格)

第10条 就業規則第11条の規定により降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級に、これを降格させることがある。

#### (昇給)

第11条 職員の昇給は、1月1日(別に定める日を除く。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、1月1日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第78条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして学長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員(次項に定める職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の号俸数を4号俸(教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に定める職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(別に定める職員にあっては、56歳以上の年齢で別に定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 一般職員Ⅰ俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。

#### (特別昇給)

第12条 削除  
(昇給等の時期)

第13条 削除  
(実施方法)

第14条 初任給、昇格、降格及び昇給の実施方法については、別に定める。  
(俸給の調整額)

第15条 同一の俸給表を適用する職員のうち、業務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境等その他勤労条件に差異があると認めるものについては、俸給の調整額を支給する。

2 俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(教職調整額)

第16条 附属高等学校及び教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手には、その職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教職調整額を支給する。

2 教職調整額は、教育職員俸給表Ⅱ又は教育職員俸給表Ⅲの適用を受ける者のうちその属する職務の級がその俸給表の1級、2級又は特2級である者には、その俸給月額額の100分の4に相当する額を支給する。

3 教職調整額には、時間外勤務手当及び休日勤務手当を含む。

#### 第4章 諸手当

(管理職手当)

第17条 管理又は監督の地位にある職員に管理職手当を支給する。

2 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(文部科学省実務研修生手当)

第17条の2 文部科学省実務研修生手当(以下「実務研修生手当」という。)は、文部科学省行政実務研修に参加する職員に、これを支給する。

2 実務研修生手当の月額額は、次の各号に掲げる当該職員の職務の級に応じた額とする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 一般職員Ⅰ俸給表1級の者 | 7,200円  |
| (2) 一般職員Ⅰ俸給表2級の者 | 8,800円  |
| (3) 一般職員Ⅰ俸給表3級の者 | 17,500円 |

3 実務研修生手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(地域手当)

第18条 地域手当は、次の各号に掲げる勤務箇所に在勤する職員に対して、これを支給する。

- (1) 文部科学省行政実務研修に参加する職員
- (2) 前号の職員との均衡上特に必要と認められる職員

2 地域手当の額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の合計額(以下この条において「地域手当基礎額」という。)に、別表第2に定める支給地域に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員若しくは国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、独立行政法人又は特定独立行政法人若しくは国立大学法人に使用される者、その他これに準ずると認められる者(以下この規程において「一般職給与法適用職員等」という。)であった者が、別表第2に掲げる地域その他これに準ずる地域・官署から、引き続き人事交流により本学(東京事務所を除く。以下この条において同じ。)の職員に採用された場合又はこれに準ずる場合(これらの者が当該採用の日の前日に在勤していた地域・官署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)には、地域手当基礎額にその地域・官署に応じて、採用の日から2年間を経過するまでの間、同表に定める支給地域に応じた支給割合(採用の日から1年間を経過するまでの間は採用前に在勤していた地域手当の支給地域に係る同表に定める支給割合、その後採用の日から2年間を経過するまでの間は当該支給割合に100分の80を、採用の日から2年間を経過する日の翌日から3年間を経過するまでの間は当該支給割合に100分の60を乗じて得た割合に引き下げた支給割合)を乗じて得た額を支給する。

4 第1項の規定により地域手当の支給を受ける職員が、本学に異動した場合の地域手当の支給については、前項の規定を準用する。

5 地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第18条の2 広域異動手当は、職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 一般職給与法適用職員等であった者から引き続き人事交流により本学の職員に採用された者又は異動等に準ずる者であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第18条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、別表第3に定める額とする。

4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国立大学法人又は国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第22条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国立大学法人又は国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

- 2 住居手当の月額、別表第4に定める額とする。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (4) 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い所在する地域を異にする勤務箇所に勤務することとなったことにより、当該異動又は移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要する等の通勤の実情に変更を生ずることとなった第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（準ずる住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもののうち、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上の職員

- 2 通勤手当の額については、別表第5に定める。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（6箇月を越えない範囲内で、1箇月を単位として別表第5に定める期間に係る最初の月の給与支給日（第4条第1項に定める日をいう。））に支給する。
- 4 通勤手当を支給されている職員が、離職、通勤経路の変更等の事由により、通勤手当を支給されなくなった場合又は通勤手当の額に変更があった場合には、当該職員に、支給単位期間のうち、当該事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 第1項第4号の規定は、一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き人事交流により本学の職員となった者のうち、同号中「勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い」を「一般職給与法適用職員等から人事交流により引き続き職員となったことに伴い」と「異動又は移転」を「採用」と読み替えた場合に、同号に該当する職員その他同号の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして別に定める職員には、同項の規定を準用する。
- 6 通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第22条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他第1号に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して第2号に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して第2号に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (1) やむを得ない事情とは次のいずれかに該当することとする。
  - イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
  - ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
  - ハ 配偶者が引き続き就業すること。
  - ニ 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（学長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
  - ホ 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(2) 通勤距離等を考慮して定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

イ 通勤距離が60キロメートル以上であること。

ロ 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

2 前項の規定は、一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き人事交流により本学の職員となった者のうち、同項中「勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い」を「一般職給与法適用職員等から人事交流により引き続き職員となったことに伴い」と「異動又は移転」を「採用」と読み替えた場合に、同項に該当する職員その他同項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

3 一般職給与法適用職員等から人事交流により引き続き本学の職員に採用された職員のうち、一般職給与法適用職員等の在職期間を本学職員としての在職と、その間の勤務箇所を第1項の勤務箇所とみなした場合に、当該人事交流により本学に在職する前から、引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員については、同項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 単身赴任手当の月額、別表第6に定める額とする。

5 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第23条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員には、その勤務に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類及び額等は、別表第7に定める。

(入試業務手当)

第23条の2 学部、大学院及び附属学校園の入学者選抜試験の問題作成、採点、面接、試験監督等の入試業務に従事した教員並びに大学入学共通テストの当日業務に従事した教員に対して、入試業務手当を支給する。

2 入試業務手当の額は、予算の範囲内で別に定める額とする。

3 入試業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第23条の3 削除

(職務付加手当)

第23条の4 職務付加手当は、次の各号に掲げる著しく負担のかかる職務を付加された職員に対して支給する。ただし、第17条に規定する管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）には支給しない。

(1) 教育コーディネーター

(2) 統括研究・産学連携コーディネーター

(3) 地域協働コーディネーターのうち、学長の指定する者

(4) 国際連携コーディネーターのうち、学長の指定する者

(5) 産業医

(6) 人権センター副センター長

(7) 衛生管理者及び衛生工学衛生管理者のうち、学長の指定する者

(8) 放射線取扱主任者のうち、学長の指定する者

(9) 人権センター相談員

2 職務付加手当の月額、前項各号に掲げる職務付加の区分に応じて、それぞれ別表第7の3に掲げる額とする。

3 職務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当)

第23条の5 特定看護師手当、専門看護師手当及び認定看護師手当（以下「特定看護師手当等」という。）は、次の各号に掲げる看護職員のうち、医学部附属病院長が指定する者に支給する。

(1) 特定看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号の規定に基づく特定行為研修を修了した者をいう。）

(2) 専門看護師（公益社団法人日本看護協会（以下「看護協会」という。）による専門看護師の認定証を有する者をいう。）

(3) 認定看護師（看護協会による認定看護師の認定証を有する者をいう。）

2 特定看護師手当等の月額は、それぞれ別表第7の4に掲げる額とする。

3 特定看護師手当等は、第1項の規定により医学部附属病院長から指定された日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から支給し、指定されなくなった日の属する月（その日が月の初日である

ときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

(栄誉教授手当)

第23条の6 特別栄誉教授の称号を授与された教授(常勤の者に限る。)に栄誉教授手当を支給する。

2 栄誉教授手当の額は、別表第7の5に定める額とする。

3 栄誉教授手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(専門薬剤師手当・認定薬剤師手当)

第23条の7 専門薬剤師手当及び認定薬剤師手当は、専門薬剤師又は認定薬剤師の認定証を有し、当該認定されている分野の薬剤業務を行う医学部附属病院の薬剤師のうち、医学部附属病院長が指定する者に支給する。

2 専門薬剤師手当及び認定薬剤師手当の月額は、それぞれ別表第7の6に掲げる額とする。

3 専門薬剤師手当及び認定薬剤師手当は、第1項の規定により医学部附属病院長から指定された日の属する月の翌月(その日が初日であるときは、その日の属する月)から支給し、指定されなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

(テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当)

第23条の8 国立大学法人愛媛大学教員のテニユア教員育成制度に関する規則第9条に規定するテニユア資格審査に合格し、テニユア職に移行した教員のうち、特任准教授の称号を付与された講師には、テニユア講師手当を、特任講師の名称を付与された助教には、テニユア助教手当を支給する。

2 任期を付して採用後、特任講師の名称を付与された助教(前項に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件を満たした者には、テニユア助教相当手当を支給する。

3 テニユア講師手当、テニユア助教手当及びテニユア助教相当手当の月額は、20,000円とする。

4 テニユア講師手当、テニユア助教手当及びテニユア助教相当手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

第23条の9 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人愛媛大学教員等のクロスアポイントメントに関する規程によりクロスアポイントメントの適用を受ける同規程第2条第1号に規定する職員のうち、クロスアポイントメントに関する協定に基づき、本学及び本学以外の機関(以下「相手方機関」という。)が特に認めた者に対して支給する。

2 クロスアポイントメント手当の額及び支給対象期間は、本学と相手方機関との協議により決定する。ただし、手当の額は、相手方機関が負担する給与額(原則、相手方機関においてクロスアポイントメントを適用することなく採用された場合に得られる給与額に、相手方機関の勤務割合を乗じて得た額)が、クロスアポイントメントを適用しなかった場合に得られる本学の給与額に、相手方機関の勤務割合を乗じて得た額を上回る場合、その差額とする。

(看護職員特別手当)

第23条の10 看護職員特別手当は、医学部附属病院の看護職員に支給する。

2 看護職員特別手当の月額は、12,000円とする。

(幼稚園教諭特別手当)

第23条の11 幼稚園教諭特別手当は、教育学部附属幼稚園に勤務する副園長、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(常時勤務する者に限る。)に支給する。

2 幼稚園教諭特別手当の月額は、次の各号に掲げる当該職員の職務の級に応じた額とする。

(1) 教育職員Ⅲ俸給表1級の者 7,500円

(2) 教育職員Ⅲ俸給表2級の者 9,600円

(3) 教育職員Ⅲ俸給表3級の者 11,400円

(4) 教育職員Ⅲ俸給表4級の者 12,900円

(研究代表者等特別手当)

第23条の12 研究代表者等特別手当は、別に定める「PI等人件費活用制度」の適用を希望し、学長の承認を受けた職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第23条の13 削除

(初任給調整手当)

第24条 医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有する者のうち、別に定める職員には、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の支給期間は採用の日から35年以内とし、その月額は、採用の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に定める額とする。

3 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(宿日直手当)

第25条 就業規則第52条により宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、別表第9に定める額とする。

3 第1項の勤務は、第29条から第31条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第55条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(休日に含まれる時間を除く。)であって所定労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、別表第10に定める額とする。

4 管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校教員特別手当)

第27条 附属高等学校及び教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手には附属学校教員特別手当を支給する。

2 附属学校教員特別手当の月額を、別表第11に定める額とする。

3 附属学校教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 附属学校教員特別手当には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当を含む。

(産業教育手当)

第28条 附属高等学校において農業又は工業に係る産業教育に従事する副校長、主幹教諭、教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手に対して産業教育手当を支給する。

2 産業教育手当の額その他産業教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第29条 就業規則第58条第1項の規定により、所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日勤務手当)

第30条 就業規則第58条第1項の規定により、同規則第55条に規定する休日において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 休日勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当等の支給割合の特例)

第30条の2 所定の労働時間を超え又は就業規則第55条に規定する休日に勤務することを命ぜられ、所定の労働時間を超えて又は休日にした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第29条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(併給調整)

第30条の3 附属高等学校及び教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手に対して、第26条に規定する管理職員特別勤務手当、第29条に規定する時間外勤務手当又は第30条に規定する休日勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)を支給する場合にあっては、教職調整額及び附属学校教員特別手当(以下「教職調整額等」という。)を時間外勤務手当等の内払いとみなし、時間外勤務手当等の月額が教職調整額等の月額を超える場合は、時間外勤務等の月額から教職調整額等の月額を控除して得た額を時間外勤務手当等として支給するものとする。

(夜勤手当)

第31条 就業規則第51条第1項の規定により、午後10時から翌日の午前5時までの間に所定の労働時間として勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

## 第5章 賞与

### (期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職した職員（別に定める職員を除く。）に支給する。

2 期末手当の額は、別表第12に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

4 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職した職員（別に定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、別表第13に定める額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

4 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (インセンティブ手当)

第33条の2 インセンティブ手当は、国立大学法人愛媛大学教員業績評価委員会が決定する大学の戦略に沿った評価項目の該当者として、学長が決定した職員（第4条第2項に規定する支給日の同年3月31日に在職した職員に限る。）に支給する。

2 インセンティブ手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 削除

## 第6章 給与の計算

### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第35条 第29条から第31条まで、第36条及び第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当、広域異動手当の月額、管理職手当、実務研修生手当、職務付加手当、特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当、荣誉教授手当、専門薬剤師手当・認定薬剤師手当、テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、初任給調整手当及び産業教育手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第29条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、特殊勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当額

（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定労働時間で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

### (給与の減額)

第36条 職員が勤務しないときは、就業規則第60条第1項各号に規定する休暇、その他勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないとき、又は減額すべき額が給与期間に対する給与（第35条に規定する勤務1時間あたりの給与額の基礎となる給与に限る。以下この項において同じ）よりも大であるかこれに等しい場合は、当該給与期間において支給されるべき給与から勤務しなかつた給与期間に対する給与を減額して給与を支給する。

### (俸給の半減)

第37条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、

その期間の経過後の当該病気休暇及び当該措置に係る日につき俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

2 俸給及び俸給の調整額の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(端数計算)

第38条 第29条から第31条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額並びに第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第39条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第7章 給与の特例

(休職者の給与)

第40条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与（基本給、諸手当及び賞与をいう。）の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に規定する休業補償給付または傷病補償年金がある場合には当該補償の額を控除した残額）を支給する。

2 職員が前項以外心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、基本給、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、看護職員特別手当及び幼稚園教諭特別手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第3号、第4号、第7号若しくは第2項又は第3項に掲げる本学が定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところに従い、基本給、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。

5 第2項から第4項までの規定による基本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

6 休職者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業等職員の給与)

第41条 職員が国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児休業及び出生時育児休業をしている期間中については、給与を支給しない。ただし、職員が育児休業規程により出生時育児休業中の就業の承認を受けて勤務する場合は、その勤務する1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額（職員代表との書面による協定に基づく専門業務型裁量労働制が適用される職員が勤務する場合は、7時間45分勤務したものとみなした額）を支給する。

2 職員が育児休業規程により育児時間の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

4 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

5 育児休業又は出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

6 育児休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(育児短時間勤務をしている職員の給与と規程の特例)

第41条の2 育児休業規程第15条により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」とい

う。)の給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額、育児休業規程第21条に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第23条の10 第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする
第23条の11 第2項		
第29条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で所定労働時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第30条の2	第29条第1項	第29条第1項（第41条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
別表第5	支給単位期間毎の額	公共交通機関利用者：定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額 自動車等利用者：距離に応じた定額（月10回未満の勤務の場合は、半額）
別表第12	基本給	俸給の月額を算出率で除して得た額
	俸給月額+俸給の調整額	俸給の月額を算出率で除して得た額
	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
別表第13	基本給	俸給の月額を算出率で除して得た額

（介護休業等職員の給与）

第42条 職員が国立大学法人愛媛大学職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）により介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 職員が介護休業規程により部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

4 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

5 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の100分の100以下に相当す

る期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

6 介護休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発休業等職員の給与)

第42条の2 職員が国立大学法人愛媛大学職員の自己啓発等休業に関する規程により自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

5 自己啓発休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業職員の給与)

第42条の3 職員が国立大学法人愛媛大学職員の配偶者同行休業に関する規程により配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

5 配偶者同行休業職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自宅待機を命ぜられた期間の給与)

第42条の4 職員就業規則第80条の2の規定により自宅待機を命ぜられた職員には、その自宅待機の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

## 第8章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第44条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表)

第2条 国立大学法人愛媛大学職員給与規程第1条に規定する職員のうち、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第7条第1項に規定する俸給表は、それぞれ行政職俸給表(一)を一般職員Ⅰ俸給表とし、行政職俸給表(二)を一般職員Ⅱ俸給表とし、教育職俸給表(一)を教育職員Ⅰ俸給表とし、教育職俸給表(二)を教育職員Ⅱ俸給表とし、

教育職俸給表（三）を教育職員Ⅲ俸給表とし、医療職俸給表（二）を医療職員俸給表とし、医療職俸給表（三）を看護職員俸給表とし、指定職俸給表を指定職員俸給表とし、別に発令がなされない限り、それぞれ適用する。

（俸給月額）

第3条 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給月額については、別に発令がなされない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎として俸給月額を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則を準用し、昇給させることができる。

（調整手当）

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第17条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、同条の適用があるものとする。

（扶養手当等）

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第19条に規定する扶養手当、第20条に規定する住居手当、第21条に規定する通勤手当及び第22条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

（退職者の給与）

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する退職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第40条に規定する退職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

（育児休業等の給与）

第8条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第41条に規定する育児休業等職員の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年7月13日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年9月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）
- 2 施行日の前日において、別表第1-1から別表1-7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額（別表第1-4の備考（二）又は別表1-5の備考（二）の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において同じ。）を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属

施行日の前日におけるその者の属額  
（以下「旧俸給月額」という。）

施行日の前日におけるその者の属する  
職務の級の最高の号俸の額

施行日における

$\frac{\text{する職務の級の最高の号俸の額とその1号俸下位の号俸の差額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号俸とその1号下位の号俸との差額}} + \text{その者の属する職務の級の最高の号俸の額}$
---

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第11条第2項ただし書の規定の適用に当たっては、その者の旧俸給月額を受けていた期間（学長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。  
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院通達を準用し、必要な調整を行うものとする。  
（その他）
- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において別表第1-1から別表第1-7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 切替日の前日において指定職員俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において別表第1-1から別表第1-7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規則第128号）の施行日（平成21年12月1日）において減額改定対象外職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員で、その号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものをいう。）にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、減額改定対象外職員以外の職員にあっては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規則第123号）附則第2条の規定により給与が減らされて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員Ⅰ	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職員Ⅱ	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職員Ⅰ	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職員Ⅱ	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
教育職員Ⅲ	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
医療職員	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
看護職員	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降新たに俸給表の適用を受けることとなった職員（人事交流者に限る。）について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する第16条第2項、別表第12及び別表第14中、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人愛媛大学給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則53号）附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第11条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第18条第2項	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第9条 施行日の前日において改正前の給与規程第18条第3項の適用を受けている職員に対する地域手当の支給に関する改正後の同条同項の規定の適用については、「調整手当」を「地域手当」と読み替えて、改正前の同条同項の規定を適用する。

(その他)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

2 平成20年3月31日までの間においては、第18条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

3 第18条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年2月8日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の規定は平成19年4月1日から、別表第13の規定は平成19年12月1日から適用する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

2 第41条第5項の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、従前の例による。

(給与の内払い)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における文部科学省実務研修生手当の月額)

2 平成22年3月31日までの間においては、第17条の2第2項中「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「4,400円」とあるのは「2,200円」と、「11,700円」とあるのは「5,800円」とする。

附則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条及び第33条の規定の適用については、第32条第2項別表第12の表期別支給割合中「140/100」とあるのは「125/100」と、「(120/100)」とあるのは「(110/100)」と、「75/100」とあるのは「70/100」と、「(65/100)」とあるのは「(60/100)」と、第33条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同条第2項別表第13の表成績率中「150/100」とあるのは「140/100」と、「72/100」とあるのは「67/100」と、「190/100」とあるのは「170/100」と、「92/100」とあるのは「82/100」と、「35/100」とあるのは「30/100」と、「45/100」とあるのは「40/100」とする。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月9日から施行し、平成21年8月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える職員の俸給月額等の減額支給)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第37条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額、以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額、以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び第3項において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当

及び広域異動手当の月額合計額（給与規程第32条第2項別表第12に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する役職段階別加算額の加算割合を乗じて得た額（同表に規定する管理職加算を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額と同表に規定する管理職加算額の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合）にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同表に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する役職段階別加算額の加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同表に規定する管理職加算額の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する在職期間別割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（給与規程第33条第2項別表第13に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与規程第32条第2項別表第12に規定する役職段階別加算額の加算割合を乗じて得た額（給与規程第33条第2項別表第13に規定する管理職加算を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に給与規程第32条第2項別表第12に規定する管理職加算額の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与規程第33条第2項別表13に規定する期間率の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率（愛媛大学職員の勤勉手当成績率決定基準に規定する成績率をいう。以下この号において同じ。）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合）にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同表に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与規程第32条第2項別表第12に規定する役職段階別加算額の加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同表に規定する管理職加算額の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与規程第33条第2項別表13に規定する期間率の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額）
- (6) 給与規程第40条第1項から第4項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 給与規程第40条第1項前各号に定める額
  - ロ 給与規程第40条第2項第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ハ 給与規程第40条第3項第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 給与規程第40条第4項第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 本学で準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第23条第7項第4号に定める額に、給与規程第40条第2項又は第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職員Ⅰ俸給表	6級
教育職員Ⅰ俸給表	5級
教育職員Ⅱ俸給表	4級
教育職員Ⅲ俸給表	4級
医療職員俸給表	6級
看護職員俸給表	6級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての給与規程第29条から第31条まで及び第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、給与規程第33条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第1項の定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

第3条 国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第18条に規定する育児短時間勤務職員（以下第5条第2項において「育児短時間勤務職員」という。）に対する前条第1項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額」とあるのは、「号俸の俸給月額に、当該特定職員に係る国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「給与規程第37条第1項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額減額基礎額に」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第4条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第2条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第5条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規程第11条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第53号）附則第6条第1項の規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月15日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年6月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成24年6月1日において国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規則第53号)附則第6条(以下この条において、「附則第6条」という。)の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下この条において「除外職員」という。))である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第11条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において附則第6条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年6月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において附則第6条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年6月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

4 国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程(以下この項において、「育児休業等に関する規程」という。)第18条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附則

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年6月12日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年7月10日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年11月27日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月24日から施行する。ただし、別表第1、別表第5及び別表第8の規定は平成26年4月1日から、別表第13の規定は平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

4 平成27年3月31日までの間における給与規程第11条第2項(給与規程第41条の2の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規則第123号)附則第2条の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に、100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときには、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第3条の2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する第16条第2項及び別表第12中、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と前条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する国立大学法人愛媛大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第3項 別表第2	100分の20	100分の20を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の16	100分の16を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合
第22条第4項 別表第6	3万円	3万円を超えない範囲内で別に定める額

(地域手当に関する経過措置)

第5条 施行日の前日において改正前の給与規程第18条第3項の適用を受けている職員及び施行日に同項の規定の適用を受けることとなる職員に関する同項の規定の適用については、改正前の別表第2に定める支給割合とする。

(広域異動手当に関する特例)

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員

の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第7条 切替日前に職員がその在勤する官署を異にした異動をした場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月17日から施行する。ただし、別表第1及び別表第8の規定は平成27年4月1日から、別表第13の規定は平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附属学校教員特別手当に関する経過措置)

2 施行日の前日において、改正前の第27条に規定する義務教育等教員特別手当を支給され、引き続き附属学校教員特別手当を支給されることとなった職員のうち、附属学校教員特別手当の額が、施行日の前日における義務教育等教員特別手当の額に達しないこととなる者には、その差額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年2月14日から施行する。ただし、第17条の2第2項各号、別表第1及び別表第8の規定は平成28年4月1日から、別表第13の規定は平成28年12月1日から、第42条第5項の規定は平成29年1月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(介護休業からの復職時における号俸調整に関する経過措置)

3 改正後の第42条第5項の規定は、平成29年1月1日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

(施行日前の退職者への適用)

4 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 国立大学法人愛媛大学特別教授手当支給細則(平成19年規則第176号)は廃止する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する第19条第3項については、別表第3を次の各号のとおり読み替えて適用する。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額(1人につき)	扶養親族としての適用除外
-----	-------------	--------------

配偶者 (内縁関係も含む。)	10,000円	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円(※) (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算)	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円(※)	
満60歳以上の父母及び祖父母満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者		

※ 配偶者がいない場合の扶養親族の1人に限り、子の場合は10,000円、子以外の場合は9,000円

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額 (1人につき)	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
配偶者 (内縁関係も含む。)	6,500円	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		
満60歳以上の父母及び祖父母満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者		

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額 (1人につき)	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
配偶者 (内縁関係も含む。)	6,500円 (一般職員 I 俸給表 8 級相当 (注) 及び一般職員 I 俸給表 9 級以上の職員は 3,500円)	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		
満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者		

(注) 「一般職員 I 俸給表 8 級相当の職員」とは、一般職員 I 俸給表 8 級、教育職員 I 俸給表 5 級、医療職員俸給表

8級及び国立大学法人職員愛媛大学年俸制教員給与規程別表第1に定める年俸制教員基本年俸表5級相当を適用される職員をいう。

(特別教授手当の廃止に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日において改正前の第3条第1項第2号による特別教授手当を支給されていた者には、同日に支給されていた額と同額を引き続き支給する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月20日から施行する。ただし、第17条の2第2項各号、別表第1及び別表第8の規定は平成29年4月1日から、別表第13の規定は平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において給与規程第11条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月22日から施行する。ただし、別表第1、別表第8及び別表第9の規定は平成30年4月1日から、別表第13の規定は平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年1月27日から施行する。ただし、別表第1の規定は平成31年4月1日から、第3

3条第2項及び別表第13の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日において改正前の給与規程第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第20条第2項及び別表第4の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第30条の3の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月8日から施行する。ただし、第3条、第4条、第6条、第35条及び第40条に規定する幼稚園教諭特別手当並びに第23条の11の規定は令和4年2月1日から、別表第12の規定は令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月18日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月24日から施行する。ただし、別表第1の規定は令和4年4月1日から、第33条第2項及び別表第13の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(延長定年適用職員の俸給月額等)

2 就業規則第22条の2の規定により定年年齢及び定年退職日が延長された職員に対する、第7条、第10条、第15条、第16条、第27条、第28条、別表第12及び別表第13の規定の適用については、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年1月29日から施行する。ただし、別表第1及び別表第8の規定は令和5年4月1日から、第33条第2項、別表第12及び別表第13の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第35条に規定する看護補助者特別手当並びに第6条、第23条の13、第40条及び第41条の2の規定は令和6年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年11月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年1月29日から施行する。ただし、第3条、第4条、第6条、第23条の13、第35条、第40条、第41条の2、別表第1及び別表第8の規定は令和6年4月1日から、第33条、別表第12及び別表第13の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1-1から別表第1-7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて附則別表第1に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

4 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の支給に関する給与規程の規定の適用に

については、別表第2中「次のとおりとする」とあるのは、「別に定める支給地域に応じて、100分の20を超えない範囲で別に定める割合とする」とする。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日の前日までに改正前の給与規程第18条第3項の適用を受けている職員については、改正後の給与規程第18条第3項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替えられる字句	読み替える字句
同表に定める支給地域に応じた支給割合	別に定める支給地域に応じて、100分の20を超えない範囲で別に定める割合
同表に定める支給割合	100分の20を超えない範囲で別に定める割合
100分の80を、採用の日から2年を経過する日の翌日から3年を経過するまでの間は当該支給割合に100分の60を	100分の80を

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する第19条第3項については、別表第3を次のとおり読み替えて適用する。

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額 (1人につき)	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	11,500円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
配偶者 (内縁関係も含む。)	イ 一般職員 I 俸給表 7 級以下の職員 3,000円 ロ 一般職員 I 俸給表 8 級相当の職員 (注) 支給しない	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	イ 下記ロ、ハ以外の職員 6,500円 ロ 一般職員 I 俸給表 8 級相当の職員 (注) 3,500円	
満60歳以上の父母及び祖父母		
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	ハ 一般職員 I 俸給表 9 級以上の職員 支給しない	
重度心身障害者		

(注) 「一般職員 I 俸給表 8 級相当の職員」とは、一般職員 I 俸給表 8 級、教育職員 I 俸給表 5 級、医療職員俸給表 8 級、国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程別表第 1 に定める年俸制教員基本年俸表 5 級相当及び国立大学法人愛媛大学第 2 号年俸制教員給与規程別表第 1 に定める第 2 号年俸制教員基本年俸表 5 級相当を適用される職員をいう。

附則別表第1-1 一般職員I 俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

附則別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

附則別表第1-3 教育職員I 俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9

54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		

111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	

54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		

111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		

111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第1-6 医療職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

附則別表第1-7 看護職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			

111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

別表第1-1 一般職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額 円									
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				

別表第1-1 一般職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額									
再雇用 職員以 外の職 員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000								
87	256,300	297,400	346,400								
88	256,600	297,700	346,800								
89	256,900	298,000	347,000								
90	257,200	298,300	347,400								
91	257,500	298,600	347,800								
92	257,800	299,000	348,200								
93	258,100	299,200	348,400								
94		299,400	348,800								
95		299,700	349,200								
96		300,100	349,500								
97		300,300	349,800								
98		300,600	350,200								
99		301,000	350,600								
100		301,400	351,000								
101		301,600	351,500								
102		301,900	351,900								
103		302,200	352,300								
104		302,500	352,700								
105		302,700	353,200								
106		303,000	353,600								
107		303,300	353,900								
108		303,600	354,200								
109		303,800	354,700								
110		304,200									
111		304,600									
112		304,900									
113		305,100									
114		305,300									
115		305,600									
116		306,000									
117		306,200									
118		306,400									
119		306,700									
120		307,000									
121		307,400									
122		307,600									
123		307,900									
124		308,200									
125		308,500									
再雇用 職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300

別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		

別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
再雇用 職員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 用務員、労務作業員等の業務に従事する職員
- (2) 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- (3) 機械工作工、電工等の業務に従事する者
- (4) 機器の操作、保守等の業務に従事する者
- (5) 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
	2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
	3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
	4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
	5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
	6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
	7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
	8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
	9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
	10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
	11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
	12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
	13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
	14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
	15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
	16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
	17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
	18	251,900	294,700	368,100	413,000	
	19	253,200	297,400	369,500	414,100	
	20	254,600	300,000	370,800	415,300	
	21	255,900	302,600	372,100	416,300	
	22	257,400	305,000	373,300	417,400	
	23	258,900	307,400	374,500	418,500	
	24	260,400	309,600	375,600	419,700	
	25	261,900	311,800	376,700	420,600	
	26	263,600	313,800	378,100	421,700	
	27	265,300	315,800	379,400	422,800	
	28	267,000	317,800	380,700	423,800	
	29	268,600	319,800	382,000	424,800	
	30	270,500	321,700	383,300	425,900	
	31	272,400	323,600	384,600	427,000	
	32	274,300	325,500	385,900	428,100	
	33	276,100	327,300	387,200	429,100	
	34	277,300	329,200	388,400	430,300	
	35	278,500	331,100	389,600	431,500	
	36	279,600	333,000	390,700	432,700	
	37	280,600	334,700	391,800	433,400	
	38	281,600	335,900	393,000	434,300	
	39	282,600	337,000	394,100	435,200	
	40	283,600	338,100	395,200	436,000	

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用職員 以外の 職員	41	284,600	338,700	396,300	436,800	
	42	285,700	339,100	397,500	437,700	
	43	286,800	339,500	398,700	438,600	
	44	287,700	339,900	399,800	439,400	
	45	288,600	340,500	400,800	440,100	
	46	289,600	341,000	401,800	441,000	
	47	290,600	341,500	402,800	442,000	
	48	291,500	341,900	403,700	442,900	
	49	292,400	342,300	404,900	443,800	
	50	292,900	342,700	406,300	444,700	
	51	293,300	343,100	407,700	445,700	
	52	293,900	343,500	409,100	446,600	
	53	294,300	343,900	409,900	447,600	
	54	294,700	344,300	410,900	448,600	
	55	295,000	344,700	411,900	449,500	
	56	295,400	345,100	413,000	450,500	
	57	295,800	345,500	413,900	451,400	
	58	296,300	345,900	414,700	452,300	
	59	296,800	346,300	415,500	453,200	
	60	297,200	346,700	416,200	454,200	
	61	297,600	347,100	416,900	455,000	
	62	298,000	347,500	417,800	455,400	
	63	298,400	347,900	418,600	456,000	
	64	298,800	348,300	419,200	456,600	
	65	299,200	348,700	419,800	457,300	
	66	299,600	349,100	420,300	458,000	
	67	300,000	349,500	420,700	458,300	
	68	300,400	349,900	421,100	458,900	
	69	300,800	350,300	421,400	459,300	
	70	301,200	350,800	421,800	459,700	
	71	301,600	351,200	422,100	460,100	
	72	302,000	351,600	422,500	460,400	
	73	302,400	351,900	422,800	460,700	
	74	302,800	352,400	423,200	461,100	
	75	303,200	352,800	423,600	461,500	
	76	303,600	353,200	424,000	461,800	
	77	303,900	353,600	424,300	462,100	
	78	304,300	354,100	424,600	462,500	
	79	304,700	354,600	425,000	462,800	
	80	305,100	355,100	425,300	463,100	
	81	305,400	355,600	425,600	463,400	
	82	305,800	356,300	426,000	463,800	
	83	306,200	357,000	426,300	464,100	
	84	306,600	357,700	426,600	464,400	

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	85	306,900	358,300	426,900	464,700	
	86	307,300	358,900	427,200		
	87	307,700	359,500	427,500		
	88	308,100	360,100	427,800		
	89	308,500	360,600	428,100		
	90	308,900	361,000	428,400		
	91	309,300	361,400	428,700		
	92	309,700	361,800	429,000		
	93	310,100	362,200	429,300		
	94	310,600	362,600	429,600		
	95	311,100	363,100	429,900		
	96	311,500	363,500	430,200		
	97	311,900	364,100	430,500		
	98	312,400	364,600	430,800		
	99	312,900	365,000	431,100		
	100	313,500	365,500	431,400		
	101	313,800	365,900	431,700		
	102	314,100	366,400	432,000		
	103	314,400	366,700	432,300		
	104	314,700	367,100	432,600		
	105	315,000	367,600	432,800		
	106	315,300	368,000			
	107	315,600	368,500			
	108	315,800	369,000			
	109	316,100	369,400			
	110	316,400	369,900			
	111	316,800	370,300			
	112	317,200	370,700			
	113	317,500	371,100			
	114	317,900	371,500			
	115	318,200	371,900			
	116	318,500	372,300			
	117	318,700	372,700			
	118	319,000	373,100			
	119	319,400	373,500			
	120	319,800	373,900			
	121	320,000	374,200			
	122	320,300	374,600			
	123	320,600	375,100			
	124	321,000	375,400			
	125	321,200	375,800			
	126	321,400	376,300			
	127	321,700	376,800			
	128	322,000	377,200			

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	129	322,200	377,600			
	130	322,500	378,100			
	131	322,900	378,600			
	132	323,100	379,100			
	133	323,300	379,600			
	134	323,600	380,100			
	135	324,000	380,600			
	136	324,200	381,100			
	137	324,400	381,600			
	138	324,600	382,100			
	139	324,800	382,600			
	140	325,100	383,100			
	141	325,500	383,600			
	142	325,800				
	143	326,100				
	144	326,400				
	145	326,800				
	146	327,100				
	147	327,300				
	148	327,600				
	149	328,000				
	150	328,300				
	151	328,600				
	152	328,800				
	153	329,100				
	154	329,400				
	155	329,700				
	156	330,000				
	157	330,200				
再雇 用職 員		240,100	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	54	277,700	336,700	401,600	451,300	
	55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	57	280,000	340,800	405,500	454,800	
	58	280,600	342,400	406,800	455,400	
	59	281,400	343,900	408,200	455,900	
	60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	61	283,100	347,000	410,600	456,900	
	62	283,700	348,600	412,000		
	63	284,500	350,200	413,400		
	64	285,200	351,700	414,700		
	65	286,200	353,200	415,900		
	66	287,000	354,800	417,100		
	67	287,800	356,400	418,400		
	68	288,500	357,900	419,800		
	69	289,200	359,400	421,100		
	70	290,000	361,000	422,300		
	71	290,800	362,600	423,300		
	72	291,500	364,100	424,500		
	73	292,200	365,600	425,700		
	74	292,900	367,200	426,800		
	75	293,600	368,800	428,000		
	76	294,200	370,300	429,000		
	77	294,800	371,800	430,100		
	78	295,500	373,200	431,100		
	79	296,200	374,600	432,100		
	80	296,800	375,900	433,100		
	81	297,400	377,200	434,000		
	82	298,100	378,600	434,800		
	83	298,800	380,000	435,600		
	84	299,500	381,300	436,400		
	85	300,200	382,400	437,100		
	86	301,000	383,800	437,500		
	87	301,700	385,100	437,900		
	88	302,400	386,400	438,300		

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	89	303,100	387,600	438,700		
	90	304,000	388,900	439,000		
	91	304,800	390,000	439,300		
	92	305,600	391,200	439,500		
	93	306,100	392,400	439,800		
	94	306,900	393,500	440,100		
	95	307,700	394,700	440,400		
	96	308,500	395,900	440,600		
	97	309,200	397,300	440,800		
	98	310,000	398,300	441,100		
	99	310,800	399,300	441,400		
	100	311,500	400,300	441,600		
	101	312,300	401,200	441,800		
	102	313,200	402,200	442,100		
	103	314,100	403,300	442,400		
	104	314,900	404,400	442,600		
	105	315,500	405,100	442,800		
	106	316,300	406,000			
	107	317,100	406,900			
	108	317,900	407,800			
	109	318,600	408,600			
	110	319,000	409,400			
	111	319,400	410,200			
	112	319,900	411,000			
	113	320,400	411,600			
	114	320,800	412,300			
	115	321,300	413,000			
	116	321,700	413,700			
	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
再雇用 職員		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

- 備考 (一) この表は附属高等学校及び教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師及び実習助手に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以外 の職員	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
	57	279,300	321,400	396,200	416,600	
	58	280,100	323,300	397,200	417,800	
	59	280,900	325,000	398,300	419,000	
	60	281,600	326,700	399,400	420,200	
	61	282,200	328,400	400,400	420,800	
	62	282,900	330,200	401,500	421,600	
	63	283,600	332,000	402,600	422,300	
	64	284,200	333,700	403,600	422,800	
	65	284,900	335,400	404,500	423,100	
	66	285,600	336,700	405,400	423,400	
	67	286,300	338,000	406,400	423,800	
	68	287,000	339,300	407,400	424,200	
	69	287,700	340,800	408,200	424,500	
	70	288,500	342,300	409,000	424,900	
	71	289,200	343,800	409,700	425,200	
	72	289,900	345,300	410,500	425,500	
	73	290,400	346,700	411,200	425,800	
	74	291,100	348,200	411,800	426,200	
	75	291,800	349,700	412,500	426,500	
	76	292,400	351,200	413,200	426,800	
	77	293,000	352,600	413,800	427,100	
	78	293,700	354,100	414,500	427,400	
	79	294,300	355,600	415,000	427,700	
	80	294,900	357,100	415,600	427,900	
	81	295,500	358,500	416,000	428,100	
	82	296,100	359,800	416,400		
	83	296,700	361,100	416,700		
	84	297,300	362,300	417,000		
	85	297,800	363,500	417,200		
	86	298,300	364,700	417,500		
	87	298,800	365,900	417,800		
	88	299,300	367,000	418,000		

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	89	299,700	368,100	418,200		
	90	300,300	369,200	418,500		
	91	300,800	370,300	418,800		
	92	301,300	371,400	419,000		
	93	301,600	372,500	419,200		
	94	302,100	373,700	419,500		
	95	302,600	374,800	419,800		
	96	303,000	375,900	420,000		
	97	303,400	376,900	420,200		
	98	303,900	377,900	420,500		
	99	304,400	378,800	420,800		
	100	304,800	379,700	421,000		
	101	305,200	380,500	421,200		
	102	305,600	381,500	421,500		
	103	306,000	382,400	421,800		
	104	306,300	383,300	422,000		
	105	306,500	384,100	422,200		
	106	306,800	385,000			
	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			
	109	307,500	387,600			
	110	307,700	388,600			
	111	308,000	389,500			
	112	308,300	390,400			
	113	308,500	391,000			
	114	308,700	391,900			
	115	308,900	392,800			
	116	309,200	393,700			
	117	309,500	394,500			
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
再雇用 職員		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

- 備考(一) この表は教育学部附属幼稚園、小学校、中学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1-6 医療職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額 円							
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		

別表第1-6 医療職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				

別表第1-6 医療職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額							
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
再雇用 職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 管理栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師及び衛生検査技師
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士
- (7) 視能訓練士
- (8) 言語聴覚士
- (9) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (10) その他医療技術職員

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
	86	286,100	312,900	350,700	369,600			
	87	286,600	313,900	351,500	370,200			
	88	287,100	314,900	352,300	370,700			
	89	287,600	315,800	352,900	371,000			
	90	288,100	316,900	353,500	371,500			
	91	288,600	317,900	354,100	371,900			
	92	289,100	318,900	354,700	372,200			
	93	289,600	319,700	355,100	372,800			
	94	290,200	320,400	355,500	373,300			
	95	290,800	321,100	356,000	373,800			
	96	291,400	321,700	356,400	374,300			

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	97	292,000	322,200	356,900	374,900			
	98	292,500	322,500	357,300	375,400			
	99	293,000	323,100	357,800	375,900			
	100	293,500	323,700	358,200	376,300			
	101	294,000	324,100	358,500	376,900			
	102	294,500	324,700	359,000	377,400			
	103	295,000	325,300	359,400	377,900			
	104	295,400	325,800	359,700	378,400			
	105	295,800	326,200	360,100	379,000			
	106	296,300	326,700	360,600	379,400			
	107	296,800	327,200	361,100	379,900			
	108	297,100	327,700	361,600	380,400			
	109	297,300	328,100	362,100	381,000			
	110	297,600	328,500	362,600				
	111	297,800	328,800	363,100				
	112	298,100	329,100	363,500				
	113	298,400	329,400	363,900				
	114	298,600	329,800	364,300				
	115	298,900	330,100	364,800				
	116	299,100	330,400	365,300				
	117	299,400	330,600	365,700				
	118	299,700	330,900	366,200				
	119	300,000	331,200	366,700				
	120	300,300	331,400	367,200				
	121	300,600	331,600	367,500				
	122	301,000	331,900					
	123	301,300	332,200					
	124	301,600	332,500					
	125	301,800	332,700					
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額						
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
再雇用 職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2

① 地域手当の月額＝（俸給＋俸給の調整額＋教職調整額＋管理職手当＋扶養手当の月額  
（以下「地域手当基礎額」という。））×支給地域に応じた支給割合  
※1円未満の端数は切捨

② 支給地域及び支給割合は、次のとおりとする。

都道府県	都道府県と支給割合が異なる地域	支給割合
	特別区	100分の20
東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市・川崎市・藤沢市・厚木市 大阪府：大阪市	100分の16
神奈川県 大阪府	茨城県：取手市・守谷市 埼玉県：さいたま市・志木市・和光市 千葉県：千葉市・成田市・袖ヶ浦市・印西市 愛知県：名古屋市・刈谷市・豊田市・豊明市 兵庫県：西宮市・芦屋市・宝塚市	100分の12
愛知県 京都府	宮城県：仙台市・多賀城市 茨城県：水戸市・日立市・土浦市・龍ヶ崎市・牛久市 埼玉県：川越市・東松山市・上尾市・朝霞市・坂戸市 千葉県：市川市・船橋市・松戸市・佐倉市・柏市・市原市・富津市・浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市・鈴鹿市 滋賀県：大津市・草津市・栗東市 兵庫県：神戸市・尼崎市・明石市・伊丹市・川西市・三田市 奈良県：奈良市・大和郡山市・天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市・春日市・福津市	100分の8
茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市・高崎市・太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市・松本市・塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市・橋本市 岡山県：岡山市・倉敷市 香川県：高松市	100分の4

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額（1人につき）	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	13,000円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	イ 下記ロ、ハ以外の職員 6,500円 ロ 一般職員Ⅰ俸給表8級相当の職員（注） 3,500円 ハ 一般職員Ⅰ俸給表9級以上の職員 支給しない	
満60歳以上の父母及び祖父母		
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者		

(注) 「一般職員Ⅰ俸給表8級相当の職員」とは、一般職員Ⅰ俸給表8級、教育職員Ⅰ俸給表5級、医療職員俸給表8級、国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程別表第1に定める年俸制教員基本年俸表5級相当及び国立大学法人愛媛大学第2号年俸制教員給与規程別表第1に定める第2号年俸制教員基本年俸表5級相当を適用される職員をいう。

別表第4 住居手当

給与規程 適用条項	支給要件	支給額(月額)	備 考
第20条第1項第1号	自ら居住するため住宅(借間を含む。)を借り受け、かつ、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	(1) 家賃16,000円を超え27,000円以下の場合 (家賃-16,000円)(百円未満切捨) (2) 家賃27,000円を超え61,000円未満の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(百円未満切捨) (3) 家賃61,000円以上の場合 28,000円	適用除外職員 1 本学又は国の機関の職員宿舎を貸与されている職員 2 地方又は特殊法人設置の職員宿舎を貸与されている職員
第20条第1項第2号	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	(1) 家賃16,000円を超え27,000円以下の場合 (家賃-16,000円)×1/2(百円未満切捨) (2) 家賃27,000円を超え61,000円未満の場合 ((家賃-27,000円)×1/2+11,000円)(百円未満切捨)×1/2(百円未満切捨) (3) 家賃61,000円以上の場合 14,000円	3 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受けた住居に同居している職員 4 扶養親族の所有する住宅を借り受け、居住している職員
第20条第1項第1号に該当する職員で同項第2号にも該当する職員		第20条第1項第1号の支給額+同項第2号の支給額	5 配偶者が居住するための住宅が、上記1~4に該当する場合

(注) 家賃には次に掲げるものは含まない。

- ①権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- ②電気、ガス、水道等の料金
- ③共益費
- ④店舗住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

別表第5 通勤手当

給与規程適用条項	支給要件		1ヶ月当たり運賃等相当額等		支給単位期間	手当支給日	手当額(支給単位期間毎の額)			
第21条第1項第1号		交通機関等を利用し運賃等を負担することを常例とする職員	定期券	55,000円未満	6ヶ月以内で最も合理的かつ経済的な期間		支給単位期間に対応する通用期間の定期券額			
				55,000円以上				55,000円×支給単位期間の月数		
第21条第1項第2号	徒歩による通勤距離が2km以上の職員(徒歩による通勤困難な職員は除く。)	自動車等交通用具を利用する職員	自動車等使用距離	5km未満	1ヶ月		1ヶ月当たり運賃等相当額			
				5km以上10km未満			55,000円			
				10km以上15km未満			2,000円			
				15km以上20km未満			4,200円			
				20km以上25km未満			7,100円			
				25km以上30km未満			10,000円			
				30km以上35km未満			12,900円			
				35km以上40km未満			15,800円			
				40km以上45km未満			18,700円			
				45km以上55km未満			21,600円			
				50km以上60km未満			24,400円			
				55km以上60km未満			26,200円			
				60km以上			28,000円			
第21条第1項第3号		交通機関等と自動車等を併用する職員	自動車等使用距離2km以上	第1号の月額+第2号の月額=55,000円未満	交通機関に係る分 自動車等に係る分	第1号に準じる 第2号に準じる	第1号の手当額			
				第1号の月額+第2号の月額=55,000円以上			第1号に準じる	第2号の手当額		
第21条第1項第4号	支給要件	(1ヶ月当たり特別料金等相当額)×1/2	特別料金等 支給単位期間			左記支給単位期間に係る最初の月の給与支給日	手当額			
				異動等に伴い、当該異動の直前(準ずる住宅を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、特別料金等を負担することを常例としなければ通勤が困難である職員	新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。) ○新幹線鉄道等を利用しないものとした場合の通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上		定期券	20,000円未満	6ヶ月以内で最も合理的かつ経済的な期間(1ヶ月単位に限る)	(特別料金等の定期券額×1/2)+(第1号又は第3号の額)
								20,000円以上		(20,000円×支給単位期間の月数)+(第1号又は第3号の額)
							回数券	20,000円未満	1ヶ月	(1ヶ月当たり特別料金等相当額×1/2)+(第1号又は第3号の額)
								20,000円以上		20,000円+(第1号又は第3号の額)
								20,000円未満	1ヶ月	(1ヶ月当たり特別料金等相当額×1/2)+(第1号又は第3号の額)
20,000円以上	20,000円+(第1号又は第3号の額)									

備考

- 交通機関等(新幹線鉄道等を除く。)の1ヶ月当たりの運賃等相当額は、下記①及び②のうち、より合理的かつ経済的な方法により算定する。(1円未満端数切り捨て)
  - ①定期券……利用する交通機関等に応じて6ヶ月以内で最も合理的かつ経済的な通用期間の定期券の価額を当該期間で除して得た額
  - ②回数券等……当該回数券等の通勤21回分の運賃等の額(交替制勤務職員等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)
- 特別料金等とは、その利用にかかる運賃総額から備考1により算出した運賃等相当額を減じた額をいう。
- 特別料金等相当額の算出については、備考1に準じる。
- 通勤手当支給後、支給単位期間内に離職、通勤方法の変更等通勤手当額に変更があった場合は、当該事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるものとする。

別表第6 単身赴任手当

支 給 要 件	支 給 額 (月 額)
1 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員	月額=30,000円+加算額 加算額は配偶者等の住居から職員の住居までの交通距離により次の額を加算する。 100 km以上 300 km未満 8,000円
2 人事交流等により採用された職員及び1の職員との均衡上必要と認められる職員で1に準ずる要件を満たす職員	300 km以上 500 km未満 16,000円 500 km以上 700 km未満 24,000円 700 km以上 900 km未満 32,000円 900 km以上 1,100 km未満 40,000円 1,100 km以上 1,300 km未満 46,000円 1,300 km以上 1,500 km未満 52,000円 1,500 km以上 2,000 km未満 58,000円 2,000 km以上 2,500 km未満 64,000円 2,500 km以上 70,000円

別表第7 特殊勤務手当

手当の名称	対象職員	作業内容	支給額				
夜間主コース担当 手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員	法文学部夜間主コースにおける授業	1回	2,000 円			
社会教育主事講習講師 手当	教育職員俸給表の適用を受ける職員(助手を除く。)	社会教育主事講習の講師(講義形式)	30分	3,000 円			
		社会教育主事講習の講師(演習形式)	30分	2,000 円			
学校図書館司書 教諭講習講師手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員(助手を除く。)	学校図書館司書教諭講習の講師	30分	3,000 円			
連携教職課程担 当手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員(助手を除く。)	四国地区5国立大学による連携教職課程の連携開設科目を担当し、本学で授業を実施する場合(他大学の学生が受講する場合に限る。)	1時間	3,000 円			
		四国地区5国立大学による連携教職課程の連携開設科目を担当し、本学以外で授業を実施する場合(他大学の学生が受講する場合に限る。)	1時間	5,000 円			
高所作業手当	①農学部に所属する職員	地上 10メートル以上の樹木上で行う種子採取等	1日	10m以上	4時間以上	220 円	
					4時間未満	132 円	
	②施設基盤部に所属する職員	地上 15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う営繕工事の監督	1日	15m以上	4時間以上	200 円	
					4時間未満	120 円	
					30m以上	4時間以上	300 円
						4時間未満	180 円
死体処理手当	①医学部の解剖学・発生学分野、分子病理学分野、ゲノム病理学分野若しくは法医学分野に配置されている職員のうち一般職員 I 俸給表及び一般職員 II 俸給表の適用を受ける職員(俸給の調整額を受ける職員には支給しない。)	当該分野における死体の処理作業	1日	3,200 円			
	②一般職員 I 俸給表及び一般職員 II 俸給表の適用を受ける職員	教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業(同一の日において、①に掲げる作業に従事した場合を除く。)	1日	1,000 円			
防疫等作業手当	医学部附属病院の感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員(教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員を除く。)	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	1日	290 円			
放射線取扱手当	医学部附属病院に所属する診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	1月	7,000 円			
	上記以外の職員	電離放射線障害防止規則第3条第1項に規定する管理区域内において行う業務で、学長の定めるもの					
山上等作業手当	一般職員 I 俸給表の適用を受ける職員	農学部附属演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈りの作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業	1日	260 円			
夜間看護等手当	医学部附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回	深夜の全部		7,300 円	
				深夜(4時間以上)		3,550 円	
				深夜(2時間以上4時間未満)		3,100 円	
				深夜(2時間未満)		2,150 円	
			加算額	通勤距離(片道)	2km~5km	380 円	
5km~10km	760 円						
10km以上	1,140 円						
夜間診療手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける	正規の勤務時間による勤務が深夜の全	1回	20,000 円			

	医師又は歯科医師免許を所有する職員	部において行われる医師又は歯科医師の業務			
夜間検査等手当	医学部附属病院に勤務する医療技術職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる検査等の業務	1回		2,900 円
ドクターヘリ搭乗手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員及び看護職員俸給表の適用を受ける職員	ヘリコプターに搭乗し、救命救急措置その他の医療行為を行う医師又は看護師の業務	1時間		1,900 円
救急勤務医手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許又は歯科医師免許を所有する職員	休日又は夜間に救急医療対応を行う医師又は歯科医師の業務	1日	休日 昼間	13,500 円
				夜間	18,600 円
分娩取扱手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	分娩を取り扱う医師の業務	1回		10,000 円
	医学部附属病院に勤務する助産師	分娩を取り扱う助産師の業務	1回		3,000 円
小児期・周産期カウンセリング手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	先天異常・遺伝性疾患・出生前診断などの相談に対し、臨床遺伝専門医資格を有する医師が特別に時間を設けて行う遺伝カウンセリング業務	1回		20,000 円
麻酔ローテーション手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	麻酔技術習得及び麻酔業務支援を目的として行われる麻酔ローテーション医師の業務	1日		10,000 円
麻酔指導手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員(麻酔科標榜医に限る。)	麻酔ローテーション医師の指導業務	1月		30,000 円
新生児担当医手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	NICUにおいて、新生児医療を行う医師の業務	1件		10,000 円
手術看護業務手当	医学部附属病院手術部に所属する看護師	手術時における看護業務	1回	器械出し業務	1,000 円
				外回り業務	2,000 円
介助業務手当	医学部附属病院の病棟に勤務する技能職員で、介護職員初任者研修修了者	入院患者の介助業務	1日		700 円
健康診断従事手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員(総合健康センターの職員を除く。)	本学が学生及び職員に対して実施する健康診断、又はこれに準ずる医師の業務	1時間		5,000 円
オンコール手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員及び医学部附属病院に勤務する職員のうち医療職員俸給表又は看護職員俸給表の適用を受ける職員	入院患者の病状急変及び外来患者の緊急来院等に対処するための自宅等待機	1回		1,000 円
教員特殊業務手当	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手で職務の級が教育職員Ⅱ俸給表又は教育職員Ⅲ俸給表の特2級、2級又は1級のものの(①から③に掲げる業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度のものに限る。)	① 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの	1日	(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると学長が認める業務に従事した場合 6,400 円)	3,200 円
		ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務			
		イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務			
		ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務		3,000 円	
		② 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日		4,250 円
③ 学長が定める対外運動競技等にお	1日		4,250 円		

		いて児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの			
教育実習等指導手当	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は学長がこれに準ずると認める業務	1日	1,400円	
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭	小	教務、学年、研究、教育実習主任、生徒指導主事の業務	1日	200円
		中	教務、学年、研究、教育実習主任、生徒指導主事、進路指導主事の業務		
		高	教務、学年、研究、教育実習、学科主任、生徒指導、進路指導主事、農場長の業務		
		特	教務、学年、研究、教育実習主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科、寮務主任の業務		
		○3学級未満の学校の生徒指導、進路指導主事、学科、寮務主任、農場長を除く。 ○3学級未満の学年の学年主任を除く。 ○6学級未満の学校の研究、教育実習主任を除く。			
極地観測手当	すべての職員	南緯55度以南の区域での南極地域観測	1日	職務の級に応じ1,800円～4,100円 越冬して行う業務に従事した場合30/100加算	
				一般職員Ⅰ 7級以上 教育職員Ⅰ 5級 教育職員Ⅱ 4級 教育職員Ⅲ 4級	4,100円
				一般職員Ⅰ 6級、5級、4級 教育職員Ⅰ 4級、3級 教育職員Ⅱ 3級、2級 教育職員Ⅲ 3級、2級	3,100円
				一般職員Ⅰ 3級 教育職員Ⅰ 2級	2,400円
				一般職員Ⅰ 2級 教育職員Ⅰ 1級 教育職員Ⅱ 1級 教育職員Ⅲ 1級	2,000円
				一般職員Ⅰ 1級	1,900円
研究費申請アドバイザーブラッシュアップ手当	研究費申請アドバイザーとして任命された職員	科学研究費助成事業等の外部資金に申請する際の申請書のブラッシュアップ	1件	5,000円	
人権センター調査手当	国立大学法人愛媛大学人権侵害防止等実施細則第4条に規定する調査チームに指名された職員	当事者及びその他の関係者等から事情聴取を行い、人権センター長に報告	1件	代表	30,000円
				その他	20,000円

(注) ① 管理職員には、管理職員特別勤務手当が支給される日の教員特殊業務手当は支給されない。  
② 作業日数は暦日によって計算する。

別表第7の2 削除

別表第7の3 職務付加手当

職務付加の区分	支給額(月額)
教育コーディネーター	3,000円
統括研究・産学連携コーディネーター	3,000円
地域協働コーディネーター	3,000円
国際連携コーディネーター	3,000円
産業医	10,000円
人権センター副センター長	5,000円
衛生管理者及び衛生工学衛生管理者	3,000円
放射線取扱主任者	3,000円
人権センター相談員	3,000円

別表第7の4 特定看護師手当等

区分	支給額(月額)
特定看護師手当	10,000円
専門看護師手当	5,000円
認定看護師手当	3,000円

別表第7の5 栄誉教授手当

指定区分	支給額(月額)
1種	200,000円
2種	150,000円
3種	100,000円

別表第7の6 専門薬剤師手当・認定薬剤師手当

区分	支給額(月額)
専門薬剤師手当	5,000円
認定薬剤師手当	3,000円

別表第8 初任給調整手当の月額

期間の区分	支給額
	円
1 年未満	51,600
1 年以上 2 年未満	51,600
2 年以上 3 年未満	51,600
3 年以上 4 年未満	51,600
4 年以上 5 年未満	51,600
5 年以上 6 年未満	51,600
6 年以上 7 年未満	49,800
7 年以上 8 年未満	48,000
8 年以上 9 年未満	46,200
9 年以上 10 年未満	44,400
10 年以上 11 年未満	42,600
11 年以上 12 年未満	40,800
12 年以上 13 年未満	39,000
13 年以上 14 年未満	37,200
14 年以上 15 年未満	35,800
15 年以上 16 年未満	34,400
16 年以上 17 年未満	33,000
17 年以上 18 年未満	31,600
18 年以上 19 年未満	30,200
19 年以上 20 年未満	28,800
20 年以上 21 年未満	27,400
21 年以上 22 年未満	26,800
22 年以上 23 年未満	26,200
23 年以上 24 年未満	25,200
24 年以上 25 年未満	24,600
25 年以上 26 年未満	24,000
26 年以上 27 年未満	23,400
27 年以上 28 年未満	22,800
28 年以上 29 年未満	22,000
29 年以上 30 年未満	21,700
30 年以上 31 年未満	21,300
31 年以上 32 年未満	20,700
32 年以上 33 年未満	19,800
33 年以上 34 年未満	18,900
34 年以上 35 年未満	18,200

※期間欄は、採用等の日以後の期間を示す。

別表第9 宿日直手当

種 類	支 給 額 (1回)
薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の宿日直勤務	6,100 円
医師及び歯科医師の宿日直勤務 (集中治療部の勤務を除く。)	20,000 円
集中治療部の医師の宿日直勤務	25,000 円
看護師の宿日直勤務	7,000 円

別表第10 管理職員特別勤務手当

区 分		支給額 (勤務 (実働時間が6時間を超える勤務) 1回)	支給額 (勤務 (午後10時から翌日の午前5時 (休日に含まれる時間を除く。)) 1回)
管理職手当適用職員の区分	1 種	12,000 円 (18,000 円)	6,000 円
	2 種	10,000 円 (15,000 円)	5,000 円
	3 種	8,500 円 (12,750 円)	4,300 円
	4 種	7,000 円 (10,500 円)	3,500 円
	5 種~8 種	6,000 円 (9,000 円)	3,000 円

別表第11 附属学校教員特別手当の月額

(1) 教育職員俸給表Ⅲの適用をうける職員

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号俸	円	円	円	円	円
	1	5,800	6,300	9,900	11,300	16,900
	2	5,800	6,300	10,000	11,400	16,900
	3	5,900	6,400	10,000	11,500	17,000
	4	5,900	6,400	10,100	11,500	17,000
	5	5,900	6,700	10,400	11,800	17,100
	6	6,000	6,800	10,400	11,900	17,200
	7	6,000	6,800	10,500	11,900	17,200
	8	6,100	6,900	10,500	12,000	17,200
	9	6,200	7,000	10,700	12,100	17,500
	10	6,300	7,100	10,700	12,200	17,500
	11	6,300	7,200	10,800	12,300	17,600
	12	6,400	7,200	10,900	12,300	17,600
	13	6,500	7,400	11,100	12,800	17,700
	14	6,600	7,400	11,200	12,900	17,800
	15	6,600	7,500	11,200	12,900	17,800
	16	6,700	7,500	11,300	13,000	17,800
	17	6,900	7,700	11,600	13,200	18,100
	18	6,900	7,700	11,700	13,300	18,100
	19	7,000	7,800	11,800	13,300	18,100
	20	7,000	7,800	11,800	13,400	18,100
	21	7,200	8,000	12,100	13,600	18,300
	22	7,200	8,100	12,100	13,600	18,300
	23	7,300	8,100	12,200	13,700	18,300
	24	7,300	8,200	12,300	13,700	18,400
	25	7,600	8,300	12,500	14,000	18,500
	26	7,600	8,400	12,600	14,000	18,500
	27	7,700	8,400	12,700	14,100	18,600
	28	7,700	8,500	12,700	14,100	18,600
	29	7,800	8,600	13,000	14,300	18,700
	30	7,900	8,700	13,000	14,300	18,700
	31	7,900	8,800	13,100	14,400	18,800
	32	8,000	8,800	13,100	14,400	18,800
	33	8,100	9,100	13,400	14,600	19,000
	34	8,100	9,200	13,400	14,700	19,000
	35	8,200	9,200	13,500	14,700	19,000
	36	8,200	9,300	13,500	14,800	19,000
	37	8,400	9,500	13,800	15,000	19,200
	38	8,400	9,500	13,800	15,100	
	39	8,400	9,600	13,900	15,100	
	40	8,500	9,600	13,900	15,100	
	41	8,700	9,900	14,100	15,300	
	42	8,800	10,000	14,100	15,300	
	43	8,800	10,000	14,200	15,300	
	44	8,900	10,100	14,200	15,400	
	45	9,000	10,300	14,500	15,500	
	46	9,000	10,400	14,500	15,600	
	47	9,100	10,400	14,500	15,600	
	48	9,100	10,500	14,600	15,600	
	49	9,200	10,700	14,700	15,900	
	50	9,300	10,700	14,800	15,900	
	51	9,300	10,800	14,800	15,900	
	52	9,300	10,800	14,800	16,000	
	53	9,500	11,100	15,000	16,100	
	54	9,500	11,200	15,000	16,100	
	55	9,500	11,300	15,000	16,200	
	56	9,600	11,300	15,100	16,200	
	57	9,700	11,600	15,300	16,400	
	58	9,700	11,600	15,400	16,500	
	59	9,800	11,700	15,400	16,500	
	60	9,800	11,800	15,400	16,500	

再任用  
職員以外  
の職員

61	9,900	12,000	15,500	16,800	
62	10,000	12,100	15,600	16,800	
63	10,000	12,200	15,600	16,800	
64	10,000	12,200	15,600	16,800	
65	10,100	12,600	15,900	17,000	
66	10,200	12,600	15,900	17,000	
67	10,200	12,700	15,900	17,000	
68	10,200	12,700	15,900	17,100	
69	10,400	12,900	16,100	17,200	
70	10,400	13,000	16,100	17,200	
71	10,500	13,000	16,100	17,200	
72	10,500	13,100	16,200	17,300	
73	10,600	13,300	16,300	17,400	
74	10,700	13,400	16,300	17,400	
75	10,700	13,400	16,300	17,400	
76	10,700	13,500	16,400	17,400	
77	10,900	13,700	16,600	17,500	
78	10,900	13,800	16,600	17,600	
79	10,900	13,800	16,600	17,600	
80	10,900	13,900	16,700	17,600	
81	11,100	14,000	16,800	17,700	
82	11,100	14,000	16,800	17,700	
83	11,100	14,100	16,800	17,700	
84	11,200	14,100	16,800	17,700	
85	11,200	14,300	17,000	17,800	
86	11,200	14,300	17,000	17,800	
87	11,200	14,300	17,000	17,800	
88	11,300	14,400	17,000	17,800	
89	11,400	14,500	17,000	18,000	
90	11,400	14,600	17,000	18,000	
91	11,400	14,600	17,100	18,000	
92	11,500	14,600	17,100	18,000	
93	11,600	14,900	17,200	18,000	
94	11,600	14,900	17,200		
95	11,600	14,900	17,200		
96	11,600	15,000	17,200		
97	11,700	15,100	17,400		
98	11,800	15,100	17,400		
99	11,800	15,100	17,400		
100	11,800	15,200	17,400		
101	11,800	15,400	17,400		
102	11,800	15,400	17,400		
103	11,800	15,400	17,500		
104	11,900	15,500	17,500		
105	12,000	15,600	17,500		
106	12,000	15,600	17,500		
107	12,000	15,600	17,500		
108	12,000	15,600	17,500		
109	12,000	15,800	17,600		
110	12,000	15,800	17,600		
111	12,000	15,800	17,600		
112	12,000	15,800	17,600		
113	12,100	16,000	17,600		
114	12,100	16,000	17,600		
115	12,100	16,000	17,600		
116	12,100	16,000	17,600		
117	12,200	16,100	17,600		
118	12,200	16,200			
119	12,300	16,200			
120	12,300	16,200			
121	12,300	16,300			
122	12,300	16,300			
123	12,300	16,400			
124	12,300	16,400			

125	12,400	16,500			
126		16,500			
127		16,500			
128		16,500			
129		16,600			
130		16,700			
131		16,700			
132		16,700			
133		16,800			
134		16,800			
135		16,800			
136		16,800			
137		16,800			
138		16,800			
139		16,800			
140		16,800			
141		16,900			
142		16,900			
143		16,900			
144		16,900			
145		17,000			
146		17,000			
147		17,000			
148		17,000			
149		17,100			
150		17,100			
151		17,100			
152		17,100			
153		17,100			
154		17,100			
155		17,100			
156		17,200			
157		17,200			
再任用 職員	8,800	10,500	11,900	13,100	16,500

## (2) 教育職員俸給表Ⅱの適用をうける職員

職員の 区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	5,800	7,400	9,900	13,200	17,100
	2	5,800	7,400	10,000	13,300	17,200
	3	5,900	7,500	10,000	13,300	17,200
	4	5,900	7,500	10,100	13,400	17,300
	5	5,900	7,700	10,400	13,600	17,400
	6	6,000	7,700	10,400	13,600	17,500
	7	6,000	7,800	10,500	13,700	17,500
	8	6,100	7,800	10,500	13,700	17,500
	9	6,200	8,000	10,700	14,000	17,800
	10	6,300	8,100	10,700	14,000	17,800
	11	6,300	8,100	10,800	14,100	17,900
	12	6,400	8,200	10,900	14,100	17,900
	13	6,500	8,300	11,100	14,300	18,100
	14	6,600	8,400	11,200	14,300	18,100
	15	6,600	8,400	11,200	14,400	18,200
	16	6,700	8,500	11,300	14,400	18,200
	17	6,900	8,600	11,600	14,700	18,500
	18	6,900	8,700	11,700	14,700	18,500
	19	7,000	8,800	11,800	14,800	18,500
	20	7,000	8,800	11,800	14,800	18,600
	21	7,200	9,100	12,100	15,100	18,700
	22	7,200	9,200	12,100	15,100	18,800
	23	7,300	9,200	12,200	15,200	18,800
	24	7,300	9,300	12,300	15,200	18,900
	25	7,600	9,500	12,500	15,400	19,000
	26	7,600	9,500	12,600	15,400	19,000
	27	7,700	9,600	12,700	15,500	19,100
	28	7,700	9,600	12,700	15,500	19,100
	29	7,800	9,900	13,000	15,600	19,300
	30	7,900	10,000	13,000	15,700	19,300
	31	7,900	10,000	13,100	15,700	19,300
	32	8,000	10,100	13,100	15,800	19,400
	33	8,100	10,300	13,400	16,000	19,600
	34	8,100	10,400	13,400	16,100	19,600
	35	8,200	10,400	13,500	16,100	19,600
	36	8,200	10,500	13,500	16,200	19,600
	37	8,400	10,700	13,800	16,300	19,800
	38	8,400	10,700	13,900	16,300	
	39	8,500	10,800	13,900	16,400	
	40	8,500	10,800	14,000	16,400	
	41	8,800	11,100	14,100	16,600	
	42	8,800	11,200	14,200	16,700	
	43	8,800	11,300	14,200	16,700	
	44	8,900	11,300	14,300	16,700	
	45	9,000	11,600	14,500	17,000	
	46	9,100	11,600	14,600	17,000	
	47	9,100	11,700	14,600	17,100	
	48	9,100	11,800	14,700	17,100	
	49	9,300	12,000	14,800	17,200	
	50	9,300	12,100	14,900	17,300	
	51	9,300	12,200	14,900	17,300	
	52	9,400	12,200	15,000	17,400	
	53	9,500	12,600	15,100	17,500	
	54	9,500	12,600	15,100	17,500	
	55	9,600	12,700	15,200	17,600	
	56	9,600	12,700	15,200	17,600	
	57	9,700	12,900	15,500	17,700	
	58	9,700	13,000	15,500	17,800	
	59	9,800	13,000	15,600	17,800	
	60	9,800	13,100	15,600	17,800	

再任用  
職員以外  
の職員

61	9,900	13,300	15,700	18,000	
62	10,000	13,400	15,800	18,000	
63	10,000	13,400	15,800	18,000	
64	10,000	13,500	15,800	18,100	
65	10,200	13,700	16,100	18,200	
66	10,200	13,800	16,100	18,200	
67	10,300	13,800	16,100	18,300	
68	10,300	13,900	16,200	18,300	
69	10,400	14,000	16,300	18,400	
70	10,500	14,100	16,300	18,500	
71	10,500	14,100	16,400	18,500	
72	10,500	14,200	16,400	18,500	
73	10,700	14,300	16,500	18,600	
74	10,700	14,400	16,600	18,700	
75	10,700	14,400	16,600	18,700	
76	10,800	14,500	16,600	18,700	
77	10,900	14,600	16,900	18,700	
78	10,900	14,700	16,900		
79	11,000	14,700	16,900		
80	11,000	14,700	17,000		
81	11,100	15,000	17,100		
82	11,200	15,000	17,100		
83	11,200	15,100	17,100		
84	11,200	15,100	17,200		
85	11,200	15,200	17,300		
86	11,300	15,300	17,300		
87	11,300	15,300	17,400		
88	11,300	15,300	17,400		
89	11,500	15,600	17,400		
90	11,500	15,600	17,400		
91	11,500	15,600	17,500		
92	11,500	15,600	17,500		
93	11,700	15,800	17,600		
94	11,700	15,800	17,600		
95	11,700	15,800	17,700		
96	11,800	15,900	17,700		
97	11,900	16,000	17,900		
98	11,900	16,000	17,900		
99	11,900	16,100	17,900		
100	12,000	16,100	17,900		
101	12,000	16,200	17,900		
102	12,000	16,200	17,900		
103	12,000	16,300	18,000		
104	12,100	16,300	18,000		
105	12,200	16,400	18,000		
106	12,200	16,400	18,000		
107	12,200	16,400	18,000		
108	12,200	16,500	18,000		
109	12,300	16,600	18,100		
110	12,300	16,600	18,100		
111	12,300	16,600	18,100		
112	12,300	16,700	18,100		
113	12,400	16,800	18,100		
114	12,400	16,800	18,100		
115	12,400	16,800	18,100		
116	12,400	16,800	18,100		
117	12,600	16,900	18,100		
118	12,600	16,900			
119	12,600	17,000			
120	12,600	17,000			
121	12,600	17,100			
122	12,600	17,100			
123	12,600	17,100			
124	12,600	17,100			

125	12,800	17,100			
126	12,800	17,100			
127	12,800	17,100			
128	12,800	17,100			
129	12,900	17,100			
130	12,900	17,100			
131	12,900	17,100			
132	12,900	17,100			
133	12,900	17,300			
134	12,900	17,300			
135	12,900	17,300			
136	12,900	17,300			
137	12,900	17,400			
138	12,900	17,400			
139	12,900	17,400			
140	13,000	17,400			
141	13,100	17,400			
142	13,100	17,400			
143	13,100	17,400			
144	13,100	17,400			
145	13,200	17,400			
146	13,200				
147	13,200				
148	13,200				
149	13,200				
150	13,200				
151	13,200				
152	13,200				
153	13,200				
再任用 職員	9,000	10,600	12,000	13,300	16,700

別表第12 期末手当

支給額			
(基本給+扶養手当+これらに対する地域手当、広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)の月額 ×期別支給割合×在職期間別割合			
役職段階別加算額(俸給月額+俸給の調整額+これらに対する地域手当、広域異動手当)×加算割合			
俸給表	職務の級		加算割合
一般職員Ⅰ	10級・9級・8級		100分の20
	7級・6級		100分の15
	5級・4級		100分の10(学長が別に定める職員にあっては、100分の13)
	3級		100分の5(学長が別に定める職員にあっては、100分の8)
一般職員Ⅱ	5級		100分の10
	4級・3級(別に定めるものに限る。)		100分の5
教育職員Ⅰ	5級		100分の15(学長が別に定める職員にあっては、100分の20)
	4級		100分の10(学長が別に定める職員にあっては、100分の15)
	3級		100分の10
	2級*		100分の5
教育職員Ⅱ	4級		100分の15(学長が別に定める職員にあっては、100分の20)
教育職員Ⅲ	3級・特2級		100分の10
	2級*		100分の5(学長が別に定める職員にあっては、100分の10)
医療職員	8級・7級・6級		100分の15
	5級		100分の10
	4級・3級		100分の5
	2級*		100分の5
看護職員	7級・6級		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
	2級*		100分の5
*は別に定める一定の経験年数以上の者			
管理職加算額(俸給月額×加算割合)			
俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職員Ⅰ	Ⅰ種	10級・9級・8級・7級	25%
	Ⅱ種		15%
	Ⅲ種*		10%
教育職員Ⅰ	Ⅰ種	5級	25%
	Ⅱ種		15%
	Ⅲ種*		10%
看護職員	Ⅲ種*	7級・6級	10%
*は学長が定める者			
期別支給割合			
基準日	特定幹部職員以外		特定幹部職員
6月1日及び 12月1日	125/100		105/100
特定幹部職員			
俸給表	級	管理職手当の区分	
一般職員Ⅰ	10級・9級・8級・7級	Ⅰ種・Ⅱ種	
教育職員Ⅰ	5級		
在職期間別割合			
在職期間		割合	
6箇月		100	
		100	
5箇月以上 6箇月未満		80	
		100	
3箇月以上 5箇月未満		60	
		100	
3箇月未満		30	
		100	

備考1 この表の俸給表欄の俸給表(一般職員Ⅰ俸給表を除く。)に対応する職務の級欄に掲げる職員の属する職務の級のうち、それぞれ最下位の職務の1級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、学長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第13 勤勉手当

支 給 額	
(基本給+これに対する地域手当、広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)の 月額 × 期間率 × 成績率	
役職段階別加算額及び管理職加算額の対象となる職員は、期末手当と同様	
期 間 率	
勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100/100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	95/100
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	90/100
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	80/100
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	70/100
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	60/100
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	50/100
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	40/100
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	30/100
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	20/100
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	15/100
15 日以上 1 箇月未満	10/100
15 日未満	5/100
零	零
成 績 率	
職員 (6 月期・12 月期)	
特定幹部職員以外	特定幹部職員
$\frac{315}{100}$ 以下	$\frac{375}{100}$ 以下
良好者 $\frac{101}{100}$	良好者 $\frac{121}{100}$